

第 3 0 回

市川海岸塩浜地区護岸検討委員会

平成 2 2 年 5 月 2 8 日 (金)

午後5時30分 開会

事務局（保田） 会議に入ります前に6点ほどお願いがございます。1点目は、会場内は禁煙ですので、お煙草はご遠慮願います。2点目は、携帯電話についてでございますが、呼び出し音が鳴らないようにセットをお願いいたします。3点目は、ほかの皆様にご迷惑がかかる行為はご遠慮願います。個人や団体を誹謗中傷するような発言は行わないようお願いいたします。4点目ですが、本会議での発言は議事録としてホームページで公開しますので、ご承知願います。5点目ですが、会場を使用できる時間が限られておりますので、円滑な進行にご協力をお願いいたします。6点目ですが、発言をする際は、声を十分拾えるようにマイクを口元に近づけてお話しくださいますようお願いいたします。

以上です。

それでは、ただいまから第30回市川海岸塩浜地区護岸検討委員会を開催します。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの進行を務めさせていただきます、千葉県河川整備課の保田といたします。よろしくをお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認ですが、クリップどめをされている資料がお手元にあると思います。クリップを外していただきまして、まず次第、裏面に出席者が記載されております。そして資料 - 1、委員会要綱、資料 - 2、第29回委員会結果概要、資料 - 3、モニタリング調査結果速報、資料 - 4、1丁目護岸構造、A3版のものになっております。資料5 - 1、委員会スケジュール、資料5 - 2、今年度の検討項目、最後にA3版で資料 - 6、2丁目のバリエーションについてでございます。過不足はございますでしょうか。

ないようですので、まず委員の皆様のお手元には、三番瀬再生計画に関する資料をつづった青いファイルが置かれておりますが、このファイルは次回以降も使用しますので、お持ち帰りにならないようにご協力をお願いいたします。

続きまして、委員会の出席状況ですが、清野委員、澤田委員、歌代委員が所用により欠席する旨、事前に連絡を受けております。また、資料には宮脇委員が出席となっておりますが、急遽ご欠席ということで連絡を受けております。

それでは、これから議事に入らせていただきます。

本日の主な内容は、今年度の委員会のスケジュール及び塩浜2丁目護岸のバリエーションなどです。議事の進行は遠藤委員長へお願いしたいと存じます。

遠藤委員長、よろしくをお願いいたします。

遠藤委員長 それでは、第30回の護岸検討委員会を開催いたします。

では、会議次第に沿って、進めたいと思っております。

まず報告事項ということで、護岸検討委員会の設置要綱、委員の紹介、それから(2)の第29回護岸検討委員会の開催結果概要、それから(3)にあります、2丁目春季モニタリング調査の結果概要、4つ目の1丁目護岸構造の検討結果についてということで、報告事項を4つ、この順番でまず事務局からご説明をお願いいたします。

事務局(白藤) 私は4月からこの委員会の事務局員になりました、千葉県河川整備課の白藤と申します。不慣れですが、よろしくをお願いいたします。説明は座らせていただきます。

報告事項1、護岸検討委員会の設置要綱、委員紹介でございますが、お手元の資料-1をごらんください。要綱自体に変更はございませんが、第6条の事務局について、アンダーラインの部分ですが、これまでは地域づくり推進課でございましたが、組織の見直しにより課名が政策企画課に変更となりましたので、この部分が変更となっております。

続きまして、委員名簿ですが、4月の人事異動に伴い、行政関係者の変更がございます。アンダーラインの部分の3名でございます。本日3名ともご出席をいただいておりますので、ご紹介いたします。

名簿順に、千葉県総合企画部・理事、赤塚委員でございます。

赤塚委員 赤塚でございます。よろしくをお願いいたします。

事務局(白藤) 次に千葉県県土整備部河川整備課長・課長、大林委員です。

大林委員 大林でございます。よろしくをお願いいたします。

事務局(白藤) 最後に、千葉県葛南地域整備センター・所長、齋藤委員でございます。

齋藤委員 齋藤です。よろしくをお願いいたします。

事務局(白藤) また、裏面の事務局員も変更となっております。アンダーラインが引いてある局員で、私、白藤と、同じく局員で河川整備課の保田でございます。

事務局(保田) 保田です。よろしくをお願いいたします。

事務局(白藤) 続いて、塩浜1丁目の事務局長として、千葉県総合企画部政策企画課、田島副参事兼室長でございます。

事務局(田島) 田島です。よろしくをお願いいたします。

事務局(白藤) 最後に、局員として、横須賀副主幹です。

事務局(横須賀) 横須賀です。よろしくお願ひします。

事務局(白藤) 以上が1つ目の報告事項でございます。

続きまして、報告事項2の第29回委員会の開催結果概要でございます。資料-2をごらんください。

平成22年3月17日に船橋商工会議所で開催しております。前回の議題でございますが、1丁目につきましては、護岸構造について、比較案3案を事務局から提示いたしまして、また、委員長からの案をいただき、議論したところです。その結果、第2案の2割勾配のコンクリートブロック被覆式を中心に進め、第3案も検討を残すということでした承されております。また、事前の環境調査計画(案)を提示し、委員に了承を得たところでございます。

次に、2丁目に関しては2つ議題がございまして、1つ目が、塩浜護岸のモニタリング調査を三番瀬評価委員会に報告した際に出された意見及び対応案について質疑応答、意見交換を行っております。

また、護岸検討の進め方については、第1期まちづくり前のバリエーションについて、今までのバリエーションより、より積極的なバリエーションをつくるべきだという意見をいただいております。

以上が、報告事項2つ目の開催結果の概要でございます。

続きまして、報告事項3の2丁目春季モニタリング調査の結果概要を説明します。お手元の資料-3をごらんください。この資料-3は前方のスクリーンにも映しますので、見やすいほうでごらんください。

先月に塩浜2丁目の春季モニタリングを実施しましたので、その結果概要を説明いたします。今回の春季モニタリング調査は、護岸改修の施工開始後、3年8カ月後の結果です。シート2に示す、平成22年度モニタリング調査計画のうち、地形、底質、生物、緑化試験、砂つけ試験のモニタリングを実施しました。シートナンバーは右端に示しております。

なお、今年度のモニタリング調査結果に対する検証評価は、今回の結果と9月のモニタリング調査結果をあわせて10月ごろに行います。今回は概要のみ説明いたします。

最初に地形調査の結果ですが、シート4からシート6に掲載しています。シート4の1工区の完成形で施工された石積みのり先における地形変化量は、施工前と比較して50センチ以内であり、大きな変化は見られませんでした。

シート5の沖合定点での地盤高の時間的な変化を見ても、一定の侵食や堆積の傾向は見られませんでした。

また、シート6にその他の測線として、測線L-2、2工区の測線でも同様に一定の侵食や堆積の傾向は確認されませんでした。

次に底質調査結果は、シート7からシート9に掲載しております。各シートには、各測線の護岸前面から沖100メートル地点までの粒度組成について、施工前から今回までの結果を示しております。それぞれの測線で、施工前から今回までを比較して、砂群やシルト、粘土分の含有率にわずかな変動が見られますが、著しい粒度組成の変化の傾向は見られませんでした。

続いて、生物調査結果をシート10より掲載しております。4月16日に公開調査を実施しましたが、調査期間中は気温が低く、シート11に示すように海水温が低い状況でした。調査結果はシート12以降に示しております。

1工区の潮間帯、干潮から満潮の間における生物の観察結果をシート12からシート15に示しております。その結果は、昨年の春季や前回の22年1月の冬季の観察結果と同様の出現状況でした。

シート13ですが、前回、中潮帯において、個体の大きなマガキの被度が低下し、かわって、新たな小型のマガキが付着し、世代交代が進みつつあるとしておりました。今回の春季も再定着した小型のマガキが若干成長している状況が確認できました。

シート16に重要種のウネナシトマヤガイの確認状況を示しますが、今回は1工区の低潮帯の観察で、1個体確認しました。

シート17からシート21には、出現状況を表やグラフにしたものを示しています。特に目立った傾向は見られておりません。

シート22からシート27は、2工区の捨石が施工された箇所での生物観察結果、シート28は乱積み部、シート29はそれぞれ測線L-2の出現状況を示しております。これら1工区以外の測線では、マガキの被度の低下は見られず、また、前回までの調査結果と同様の出現状況でした。

シート30から、シート33は、砂つけ試験のモニタリング調査を示しています。

今回特に変化があったのは、置き砂の地形変化で、シート30の横断方向の地形変化を見ると、置き砂の岸側の地盤が30センチほど低下して、勾配が緩くなり、沖側の地盤が25センチ程度上昇しました。シート31に示す、置き砂の地形の写真で右下の平成22年4月と右上の21年7月の写真を比べてみても、地形の変化状況がわかるかと思えます。この地形の変化は、3月下旬から4月上旬にかけて、低気圧の影響による強い南風で、高波浪が発生したためと考えております。

シート33の砂つけ試験箇所の生物については、砂の移動の地形変化によって、確認されていたコメツキガニの巣穴がほとんど確認されませんでした。ただし、先日5月17日に再度確

認したところ、コメツキガニの巣穴が多数確認され、回復しておりました。

シート34からは緑化試験についてです。シート34から38には、種まき、苗植え後の1年1カ月後の状況結果を示しております。シート36から37には、基盤ごとの状況を書いておりますが、これまでの報告内容とほぼ同じです。

試験対象種ごとの生育状況をシート38に示しています。試験対象種で生育がいいのはハマニンニクで、冬の間も枯れずに生育しておりました。ハマダイコンは昨年9月ごろに落下した種子から発芽、成長し、3月から4月に開花しておりました。

また、ハマヒルガオはほとんど枯れたものと考えておりましたが、4月になって再び発芽した状況が確認されております。

以上が、駆け足ですが、報告事項3、2丁目春季モニタリング調査の結果概要です。

事務局（横須賀） それでは続きまして、資料-4のほうをごらんください。塩浜1丁目護岸構造の検討結果について（報告）という資料でございます。

最初にちょっとお詫びなんです、事前に送付させていただいた資料があったと思うんですが、そちらの図面のほうが、一番左の第2案の図面のほうなんです、2割勾配の図面じゃなくて、3割のほうで事前のほうは載ってしまっていたので、本日配布してある資料につきましては、修正してございますので、そちらのほうをごらんください。大変申しわけありませんでした。

それでは説明させていただきます。

1丁目護岸のほうですが、今年3月に開催いたしました、29回の委員会におきまして、護岸の基本断面の比較検討を行っております。その結果といたしまして、第2案を基本として、あわせて第3案の消波ブロックを使用した改良案におきましても、第2案に対して優位性を見出せるか検討するということになっていました。よって、今回その改良案の安全性、施工性、経済性について検討を行っております。

それでは、表のほうをごらんください。

一番左側、こちらが捨石にH鋼杭を加えた2割勾配のコンクリートブロック被覆式、第2案でございます。そして真ん中のほうが、消波ブロックに地盤改良を加えました、第3案、今回は参考として載せております。そして一番右側のほうが、消波ブロックの下を捨石で置きかえております、第3案の改良案ということになります。

それで、第2案と第3案の改良案について、その下に安全性、施工性、経済性の欄がございますが、こちらについてコメントが書いてございます。まず安全性でございますが、液状化へ

の対策、安全性の発現時期ということで、第2案のほうですが、こちらにつきましては、円弧スベリのほうをH鋼杭により抑止する構想となっております。そして、安全性の発現時期といたしましては、捨石を投入した時点である、暫定断面から安全性が発現するということとなります。

第3案改良案のほうですが、置換のみでは円弧スベリに未対応ということになりますので、H鋼杭を追加することで抑止することが可能ですので、こちらH鋼杭を1列加えて検討しております。

それで、安全性の発現時期といたしましては、完成断面から護岸の安定性が向上することとなります。

続きまして、施工性でございます。施工時の護岸の状態と仮設工などの有無ということで記載しております。

第2案のほうですが、こちらのほうは捨石投入を先行施工して、既設護岸を安定させて施工することとなりまして、仮設工のほうは不要ということになります。次に第3案の改良案ですが、こちらにつきましては、床掘、置換に先立ちまして、仮設の施工を行い、床掘部分を撤去、捨石を投入して施工ということになります。

そして仮設工等の有無ということで、床掘で発生する掘削土処分、そして仮設工が必要ということでございます。

そして最後に経済性でございますが、仮設を含む概算工事費を1メートル当たりの直接工事費ということで記載しております。これを比べますと、第2案が最も安価ということになっております。

このように検討した結果ですが、第3案の改良案については、消波ブロックによる反射波の低減等の優れた面はございますが、仮設工や置換に伴う掘削土処分が必要となりまして、対しまして、第2案につきましては、安全性の発現時期、施工性、経済性で優位となるということから、第2案を基本断面として採用するというものでございます。

以上で報告を終わります。

遠藤委員長 どうもありがとうございました。

報告事項ということで、4つまとめてお話しいただきましたけれども、まず(1)のほうですけれども、資料をごらんになっていただきたいんですけども、行政関係委員が人事異動によってかわられたということです。ほかの委員の皆様はかわりがないということで、今ここにありますような形で本年度運営していくということでございます。それに伴いまして、事務局

が、この部署の名称が変更になったということでございます。

(1)についてはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、(2)の29回護岸検討委員会の開催結果概要ということでご説明いただきましたけれども、これにつきまして、ご意見ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。また何かありましたら、後でも結構ですのでお願いいたします。

3番目の2丁目春季モニタリング調査の結果概要ということで、資料-3をもとにご説明いただきましたけれども、毎回モニタリングを重ねてきまして、内容も比較的既に繰り返されているということで、主に要点だけ手短にご説明をお願いしましたので、場合によっては何かご説明が足りないところがあったかとは思いますが、要点だけお話しいただきました。資料-3のモニタリング調査の結果概要について、ご質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

今までモニタリングを続けてきて、おおむね順調に進んでいるといたしますか、生物も回復してきているということだと思っております。

では、ありがとうございました。

それから、4番目の資料-4に基づいた1丁目護岸構造の検討結果についてということでございます。これは今ご説明ありましたように、前回、第2案を基本として第3案の改良案ということについても検討していくということです。それで、ちょっと図面の縮尺が左側の2つ、第2案と3案はほぼ同じなんでしょうけれども、このブロックが小さいもので、同じ縮尺にすると見えにくいので、その辺をご配慮いただいて見ていただきたいということです。

それで、1丁目ということで、2丁目と様子が違ったわけなんですけれども、当初やはり護岸前面に透筋と申しますか、航路があるということで、やはり断面を小さくしたいというような要望もありました。それから、そのほか反射の問題とか、越波の問題とか、そういったことがあった。あるいは生物生息の空間を維持するということがありまして、事務局からもこういうのはどうだろうかというお話があったということで、この3案が入ってきたという経緯があります。

したがって、それらの提案に対して、極力いろいろ検討して、三番瀬のこの地域のいろいろな再生に有利なものがあれば、極力いろいろ詳細を検討して、いいものがあれば採用していこうという考えのもとに検討してきたわけです。

それで、今ご説明ありましたように、確かに改良案というのはいいい特徴は持っているんです

けれども、費用的には3案よりも少し高いということです。

それから、円弧スベリとか、そういった地盤の支持ということについても、改良はできるんですけども、施工性のところの項目に掘削土の処分ということが一つ出てきました。これがほかの、例えば漁場を再生するというようなときに、有効にこの部分がどこかで使えるとか、あるいは何らかの形で利用ができるということであると非常によかったんですけども、深さが約3メートルぐらいなんです。底幅が6メートルというぐらいなんですけれども、結構延長がありますので、この掘削土の処分をどうするかという問題になりまして、それにもちょっと費用がかかるということもあって、総合的に費用がちょっとかかるということと、それから、総合的に判断して、やはり結論としては第2案がどちらかという、経済性という面からも、あるいは施工性という面からもいいのではないかと考えてございます。

事務局側としては一応検討していただいて、項目を出していただいたんですけども、結論からいいますとそういうことで、捨てがたいところがあるんですけども、いろいろな評価をした結果、結論としては費用的には第2案ということになるんです。

こういうことをご検討いただきましたけれども、まずこの資料-4につきまして、ご意見がありましたらお願いします。

後藤委員 前回、波が越波する場合に、波を返すような形を検討できないかという話をしたんですが、それが盛り込まれていないので、例えばR型で戻すとか。

それで、結局ここは人を立ち入らせるのか、立ち入らせないのかという問題があるんですけども、いずれにせよ何かやらないといけなかったら、やはりそのように返し波のものを検討するということはしておいたほうがいいのではないかと思います。

遠藤委員長 例えば、第2案ということですね。

後藤委員 2案です。2案の上側です。

遠藤委員長 第2案は、そういう形で越波に対しての検討を少ししてはどうかということで、たしかお話があったと思いますけれども、その検討が1つあるということと、それから、この背後が管理用道路になっていて、さらにその背後といいますか、後ろは倉庫ですかね、そういう形になっていて。それから、その後ろが泊地といいますか、船が停泊できるようになっている。荷物の積み下ろしの関係で、水面からの高さは決まってくるということなので、港側はそういう状況ですけども、沖側のそういう越波に対する対応ということの話が出ましたけれども、事務局で何かありましたらお願いします。

事務局（横須賀） 今回はとりあえず基本的な断面の検討ということでさせていただいてい

ます。それで、これからまた設計のほうを進めていきますので、そのときにまた、越波について、現況との比較とか、そういうことを少し出していきたいと考えております。

遠藤委員長 越波という視点から、具体的な設計に入るときに配慮するということですね。

事務局（横須賀） また検討を進めていきたいと思います。

遠藤委員長 よろしいですか。

後藤委員 はい。

遠藤委員長 ほかにご意見、どうぞ。

及川委員 今度新しく出た3案ですよ。この前のときも工法は違って、消波率は一番いいということなので、これから漁港が計画されていますから、その東側の何メートルが必要かどうか、ちょっとわかりませんが、部分的でもいいから、これをやったらどうかと思いますけれども。

遠藤委員長 それは漁港を改修されるときに、どうだろうかというご提案ですね。

及川委員 そういうことです。

遠藤委員長 わかりました。

後藤さん、どうぞ。

後藤委員 あと被覆ブロック、この前サンプルみたいなので、写真で埋め込んであったんですが、これは被覆ブロックの形によってはどういうものがあるのか。それからさっき言った返し波、そういう効果もその中でできるものがあるのか、やはり素材を検討しておいていただきたいのと、その辺はちょっと詳細に入るときに十分検討していただきたいと思います。

遠藤委員長 この第2案の被覆ブロックというのは、基本的には天然石ですよ。それを2割で積むということだったと、そうですね。

後藤委員 天然石じゃない.....

遠藤委員長 2割で天然石を使うと.....

事務局（横須賀） 天然石ではございません。

後藤委員 ブロックだよ。コンクリートブロック。

遠藤委員長 ブロックですか。コンクリートブロック。

後藤委員 それで形状がいろいろあると思うので、それで検討して、消波もできるんだったら、そういうものを検討していただくと。

遠藤委員長 そうすると、ブロックということだけであって、まだその構造とか形状は決まっていないということですね。その辺も検討いただくということで。

どうぞ。

工藤委員 2点ばかりですが、まず第2案のほうなんです、これは越波の問題、先ほどからございました。ご検討なさるといことなので、結構なことだと思っておりますが、きょうはちょっと澤田さんがいらっしゃらないので、お聞きしようと思っていたんですけども、以前に市川行徳の組合が水浸しになった越波があるんですが、そのときと現状とでは、多分この行徳の前の海の水深が随分変わっているのではないかと、あの前に今、ずっと砂が出てきているんですよね。船通しを超えて、その先なんですけれども。大分浅くなってやしないかと思うんです。ですから、その浅くなっているという前提をきちんと踏まえた上で、また波の高さを考えないと、越波が変わってしまうということになる。昔、あそこはもう少し深かったんじゃないかと。これも澤田さんに聞いてみないといけないと思うんですけども、そんなような気がするんです。これが1つです。

ですから、越波についてご検討なさるときは、水深の変化がどうなってきたか。最近ではなくて、かつて越波した時代の水深と現在とはどう違うのかということを押さえてからおやりいただきたいというのが一つです。

それから、もう一つなんです、第3案、これは本当なかなか捨てがたいもので、こだわって申しわけないんですけども、ちょっと私が見る限りでは、少なくとも置換部分というのはブロックか何かで置換するんでしょうけれども、置換部分というのが底辺で6メートルあるんですね。そして上のほうは14メートルぐらいですか、そうすると真四角に考えても、10メートルですから、10メートル掛ける3メートルですよ。30立方ぐらいで、かなり大きいんですね。その大きさというのが、実はこの2割勾配のときの捨石部分より大きくなっているんじゃないかという気がするんですよ。2割勾配のほうはこのぐらいのサイズですから、7メートル掛ける、今一番高いところは5メートルですから、真ん中をとらなければいけないから、3.5でしょう。7メートル掛ける3.5ぐらいで立方体になるんですね。そのぐらいの立米になっているという。それに対して、ちょっとこっち側のほうが大きいんじゃないかと。

そうすると、1メートル当たりの直接工事費というのが違って来るんじゃないかなというふうに私は感じるんです。これは感じるだけで、申しわけないんですけども、そこら辺をちょっとご検討いただけないか。実際にこれだけの大きな船形のものを置かなければ安定できないんですよ、安定しないんですよというのなら仕方がないんですけども、それだとしたらば、何で捨石のほうが上に乗っかっているのにちゃんと安定しているんですかという疑問があるんですね。そういうふうな形で、片や船形をしている、片や山型をしている、山型をしているほう

が小さくて、船形をしているほうが大きいんですね。だから、何か矛盾があるような気がする。そこら辺、せっかく船形になっていれば、山型のものより少し小さくて住むのではないかなという気はするんですけども、これは本当、気がするだけで、実際、理論的には全く意味はないのでごめんなさい。すみません、そういうことなのですが、ご検討は願えないものでしょうかと。

遠藤委員長 きょうは第2案か、あるいはほかの3案の改良案かどちらかを決めたいわけです。

工藤委員 ちょっとそういう余裕があるかどうか、答えがきちんと出るというのは先の話で、なかなか今は急には出ないと思うんですよ。だけれども、今、私が持ったような疑問が現実なのか、それともそんなのは問題ではない、杞憂に付すべきものであるのか、ということだけなんです。それをちょっと事務局のほうでお答えいただければありがたいと。

遠藤委員長 では今の件について、ちょっと検討経過とあわせてご説明をいただければと思いますけれども。

事務局（長倉） 今、お問い合わせいただきました、この一番右側の構造の、置換と書かれている範囲の設定の理由について簡単にご報告させていただきます。

この置換とされているところの上に、コンクリートブロックが重なっておりまして、5段重なっております。この置換と書かれているところは、その5段のブロックの重さを分散させて、その下の地盤に伝えるための部分になっています。見ていただきますと、その5段のブロックの一番下にまたコンクリートの平板がありまして、その前側、沖側の端部から斜めに線が、左下に向かって下がっているかと思いますが、ここの範囲の下の部分に最低限、加重がかかる。ですので、最低限この範囲は必要であると。あとこの左側の部分につきましては、このままですと崩れてしまう可能性があるんで、その左側についても捨石を入れていると。したがって、どうしてもこの大きさというのはこの構造を安定させるためには必要になってしまう。

一方で、一番左側の構造なんですけれども、これはちょっと小さいんじゃないかという指摘がありましたけれども、これについては従前からご説明しておりますように、沈下を非常に許容しておりますので、ある意味では下がってもいいというか、下がることをむしろ認めている構造でございますので、余り過大なものにするよりは、必要最小限の大きさにしていると。そういった違いで、この構造の大きさの違いが出ています。

工藤委員 了解しました。

遠藤委員長 よろしいですか。どうもありがとうございました。

ほかにご意見はありますか。

どうぞ。

後藤委員 多分、航路側の角のイメージが、これだとそのままずっと行って、どうなるのかよくわからないので、その辺はこれからの検討になると思うんですが、恐らく航路側の角というのは、微地形っぽくなると思うので、その辺をどういうふうに処理していくのか、現在はいいですけれども、将来少しずつどういう形で、どういうふうにするのか、角を。そのこともちよっと話し合っておいたほうがいいかなと思いますので。

遠藤委員長 航路側ですね。

後藤委員 そうです。角っこがどういう形状になっていくのか。

遠藤委員長 一般にはそういったところが、波力を受ける割合が強いので、その辺は施工上の問題と、あとは重量等の問題があると思います。

どうぞ、佐々木さん。

佐々木委員 第2案でいきますと、市のほうから案が出ている、いわゆる親水性を持った護岸というものをどう取り込んでいくか。2割ですから、今回、2丁目と違って、2割勾配の中で、では親水性を持たせるにはどういうものがあるのか。そういうことを少し提示して議論していただきたいというような気もしています。

遠藤委員長 今のご意見は、まず2案か、あるいは3案の改良案でいくかということで、どちらかが決まれば、それで今度は少しバリエーションを持たせるということがありましたでしょう、親水性といいますか、その話ですよ。

佐々木委員 そうです。

遠藤委員長 ではそれは構造によってまた違いますので、まず今結論としては、結局2案になるのではないかということなんですけれども、まずそこだけ先に決めていただいて、そこにどうやって織り込むかというわけですよ。

佐々木委員 これは決まっているんじゃないんですか、ここは。基本断面として採用することとするという、言い切っていますよ。だから、それを報告しているという……

及川委員 この前のときに2案って決まったんじゃないっけ……

遠藤委員長 ですから、第2案を基本としていくということで、改良案なりの検討結果を報告するという事になっているので、基本は2案で行くということになっている。ただ、これは報告ですので、では今の報告の範囲としては、それでよろしいですか。

では、そういうことで、今度は2案の場合で1丁目の部分がこの断面でいくわけですけど

も、バリエーションを織り込むということについて、それはまたどういうふうにするかという新しい議論をちょっとしなければいけないわけですが、その部分はきょうここでどのように扱えますか。

事務局（横須賀） また今後の委員会の予定の中にも入っておりますので、それは今後の議論ということでお願いしたいと思います。

遠藤委員長 それでよろしいですか。

佐々木委員 はい。結構です。

遠藤委員長 ではスケジュール等の関係もありますので、その中でまた検討できるところでやっていただくということにしたいと思います。

それでは、報告事項の今の4件ですが、以上でよろしいでしょうか。

工藤委員 もう一つだけお願いします。どこかで本当に決断しなければいけない、時間がもう間もなく来るわけですから、先ほど及川さんがおっしゃっていた話、やはり船が出入りするのに返し波の大きいのは困りますということなんですよ。だから、その部分だけでも何とか3案というのですか、改良案だろうと思いますけれども、そういったものを取りつけられないでしょうかというお話がありましたね。この前の合意事項がございますから、基本的には第2案。だから、全体に関しては第2案で、これはもう全くだれも異議を出していないと思うんですよ。ただ、及川さんのおっしゃったような部分的な問題、バリエーションというのかもしれませんが、ある意味。そういうような形で返し波を排除する場所もつくるといった必要が生じた場合どうするかという。

そのとき、先ほどのご説明によりますと、第2案では沈降は許容していますよ。円弧スベリはとめています。ところが第3案は、ご説明によると、円弧スベリはもちろんこの杭を打つてとめるんですが、さらに船形構造の置換、それによって沈降もある程度抑えられちゃっているんですね。そのための大きさというのが設計されているということになりますので、少しふぞろいになりますが、例えば第2案並みの沈降を許容するなら、少しは工費を下げられるのではないかなという気がするんですが、どんなものでしょうか。

事務局（長倉） 3案につきまして、例えば構造の置換の部分を小さくして、ある程度さらに置換を許容してもよろしいのではないかという、ご意向かと思えます。

第3案につきましては、前回の委員会でもある程度ご説明を事務局の側からさせていただいたんですが、3案の構造というのはそのブロック同士が非常にかみ合っていて、少しでも沈下してしまうと、後で補修が、この石積みの2案に比べるとということですが、それに比べると、

ちょっと容易ではないと。

あと、その機能も低下する度合いが2案に比較すると、かみ合わせが外れた場合には機能の低下もちょっと大きくなると。もともと整積みという言葉がありまして、この3案のブロックに関しては、きれいに整然とかみ合っていないとその性能を基本的には余り発揮できないというものになっています。

一方で、一番左の被覆ブロックですと、捨石に関しては、特段かみ合わせというよりは、そこにブロックなり石があることによって消波をするという機能がありますので、やはり2案に関しては沈下をある程度許容してもいいと考えられますが、3案に関しては極力その沈下を抑制する必要があると。したがって、先ほど申し上げました、この大きさでも恐らくほぼ最小限の置換範囲として設定されていると思いますから、これよりもさらに小さくしてしまうと、大規模な沈下で構造の機能が期待したものよりも若干低下してしまう可能性があるのではないかというふうに考えます。

工藤委員 わかりました。

遠藤委員長 どうぞ。

榊山委員 返し波、反射波の話があったんですけども、今、及川さんに確認させていただいたんですけども、1丁目の護岸は今直立護岸ということなので、第2案にしても、第3案にしても、今の現状の反射波の大きさに比べれば、コンクリートブロック被覆式にすれば、反射波はかなり低減できると思いますので、第3案を適用することは必要ないと私は思います。現行よりも、第2案で十分ですね。反射波が低減されるというふうに考えます。

遠藤委員長 よろしいですか。

工藤委員 はい。

遠藤委員長 それでは、1丁目護岸の検討結果ということでご了承いただいたということで、第2案でご検討いただくということにいたします。

それでは、次に議題に入らせていただきます。

議題の1番目、平成22年度、護岸検討委員会開催予定ということで事務局からご説明をお願いします。

事務局（横須賀） それでは、資料5-1のほうをごらんください。A4の横の資料ですが、22年度の護岸委員会のスケジュール（案）という資料でございます。

まず1丁目の予定ということで、1丁目のほうから説明させていただきます。1丁目の上段の表で、調査内容というところがございますが、1丁目の調査内容といたしましては、護岸の

構造にかかわる基本設計、詳細設計、また、護岸改修が生物に与える影響についても予測評価を行うことを目的といたしました、環境調査と影響評価を実施することにしております。

それで、次に中段の委員会の予定ということで、黄色で委員会の予定を表示してございますが、1丁目にかかわる委員会の開催につきましては、本日を含めて、あと3月が2丁目の合同開催、それでまた8月と10月に単独で1丁目の委員会として2回ということで、1丁目といたしましては、合計4回の開催を予定しております。そこで検討項目というところが書いてございますが、こちらにつきましては今日、基本断面の決定ということになりましたので、今後、さらに護岸の詳細構造などの検討、そしてまたバリエーションの検討として事業計画等についての検討を行っていきたいと考えております。

そしてまた、環境調査影響評価等につきましては、中間報告を行いながら、影響検討やモニタリング計画の検討を予定しております。

なお、環境調査のスケジュールなんですが、1回上の調査内容のところに戻っていただきますと、環境調査などは夏季調査からの実施となりまして、春季調査につきましては、次年度の実施ということで、その調査後に工事着手を目指して進めていきたいというふうに考えております。そしてまた勉強会という欄がございますが、委員会の前に必要に応じまして、勉強会の開催をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

事務局（白藤）では続いて塩浜2丁目についてございます。

最初に資料の5-2をごらんください。今年度の検討項目を列記しております。

1つ目の、第1期まちづくり地区前面における護岸バリエーションの検討ですが、昨年度第2期まちづくり地区前面のバリエーション検討に引き続き、来年度から施工を予定している、第1期まちづくり地区前面の護岸バリエーションの検討が必要と考えております。

2つ目の4月、9月のモニタリング調査実施と検証評価でございますが、9月のモニタリング調査実施後、工事から4年後の「防護」、「環境」、「利用」にかかわる検証評価を行い、11月ごろの評価委員会へ報告の予定でございます。

3つ目の緑化試験の検証評価を11月ごろにということで、これは今年度の施工部分に、緑化区間が存在するため、現在の緑化試験の結果から検証評価を行い、緑化に用いる植物種、移植方法、基盤の土砂等を選定していただきたいと考えております。

4つ目の砂つけ試験の検証方法ですが、これは今後のバリエーション区間への検討へ反映するための検証評価が必要と考えております。計画では、試験期間は平成21年6月から、平成22年5月となっておりますが、当分の間は、それ以降も護岸改修の全体のモニタリングの中

で状況を把握していくこととなっております。

最後の平成23年度実施計画案の策定でございますが、これは次年度の施工内容、施工延長、施工工程、モニタリング調査計画等の実施計画を策定し、12月の再生会議に報告を予定しております。

続きまして、資料5 - 1に移ってください。

この中段でございますが、今、お話ししました項目を所定の時期までに議論するため、2丁目の委員会としては本日を含め、今年度5回予定しております。今回と7月、9月、11月の年度末の3月にそれぞれの記載の検討項目で開催を予定したいと考えております。

委員会の前には検討を補う形で、必要に応じて勉強会の開催も考えております。なお、定期的に行っている公開調査や見学会については、記載のモニタリングの時期、7月、9月、11月、1月において、同時の開催を予定しております。

最後に評価委員会、再生会議については記載の時期ごろに開催すると聞いております。

なお、第16回の評価委員会は、6月と記載しておりますが、先日7月7日に開催するという事で新しい情報が入っております。

説明は以上です。

遠藤委員長 それでは、平成22年度の護岸検討委員会の開催予定ということで、まず1丁目に関する予定ということで、そこに委員会の開催予定と。それに伴いまして、各調査項目に対する調査時期です。ご説明いただきましたけれども、1丁目に関して、まずご意見ありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

倉阪委員 1丁目と2丁目と、両方にかかわることだと思いますが、一気に開催回数が増えたなという感じがいたしまして、できれば勉強会というものと、それぞれの委員会等を兼ねるような形で開催をしていただければ、委員の負担が少なくなってくるのかなと。2丁目だけ、1丁目だけという形で開催をしていくと、かなり委員負担が増えていきますので、例えば2丁目のことをメインに7月下旬にやるときに、1丁目についての洗い直しもちょっとやるというような形で進めることができればいいのかなというふうに思いましたので、そのあたりをご検討いただければ幸いです。

遠藤委員長 要望ということでよろしいですね。

倉阪委員 はい。

遠藤委員長 ありがとうございます。

ほかに1丁目関係のことで何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

倉阪委員 それで、1丁目のバリエーションの検討ということに当たってですが、先ほど一番端のところはどうするのかと、そういう話があったかと思えますけれども、利用形態を考えると、そこまで行って、展望すると。そこまで行って何も無いということではなくて、そこまで行くと何か、ちょっと上がって見られるとか、何らかそこにアトラクションというか、アトラクティブなポイントがあるということが将来の利用形態、例えばジョギングであったり、サイクリングであったりというような利用形態に沿ってくるかと思えますので、そのようなバリエーションもご検討いただければというふうに思います。

遠藤委員長 その辺も検討の中でやっていただくということにいたします。

ほかによろしいでしょうか。2丁目に関しての会議予定と、それからあとは検討項目等についての資料5-2のほうですけれども、それをあわせましてご質問ありましたら、どうぞ。

よろしいですか。

こちらのほうの会議の開催ということで、今、ご質問がありましたけれども、ちょっとタイトになるかなという気がしますけれども。

ではよろしいでしょうか。

それでは、今の予定につきましては、ご了解いただいたということにします。

続きまして、議題の2番目の2丁目(1期)護岸バリエーションについてということで、事務局からご説明をお願いします。

事務局(白藤) では議題2を説明いたします。

資料6をごらんください。

初めに、2丁目の今年度の工事の予定ですが、図の右側の赤と青の着色している箇所が今年度被覆石の据えつけ工事を実施する予定です。全長は約240メートルです。このうち赤色の区間、約50メートルについてはバリエーション区間として石積み階段や階段ブロックを取り入れ、小段を設け、護岸の緑化もすることとしております。

この右側の緑の矢印の区間については、引き続き23年度に護岸の整備に着手していきたいと考えております。このように2期前のバリエーションは今年度施工することとしておりますが、第1期まちづくり地区前のバリエーションについては、前回の委員会で事務局のほうから一たん基本断面で施工し、まちづくり状況の進捗状況を見ながら護岸バリエーションを決めて、また改めて改修したい方向で提案をいたしました。委員のほうからもっと積極的に考えるべきという意見をいただいております。

1期前の工事は、先ほど説明しましたように、東側についても23年度から着手予定でございます。その区間の設計業務の期間を考慮いたしますと、11月ぐらいまでには方針を決定する必要がございますが、この区間の護岸のバリエーションについては、今後、この委員会で、左下の図のフローのように議論をしていただければと考えております。

整備の目的と書かせていただきましたが、具体的に言えば、この1期まちづくり地区前の護岸にはどのような機能が必要かと、どこにどんな機能が必要かというふうに考えた場合に、例えば地元としては公園が予定されている前に階段護岸を整備すべきとか、いや、現状を考えれば、現状でアクセスしやすい場合に展望台とか、そういうような施設を整備すべきという意見を地元としていただければ、次にその整備に向けての課題をこちらで整理しますので、改めて議論していただくことで、今は考えております。

下の破線の四角の中には、事業者としての整備に向けた考え方を記載しております。前回の委員会の説明時のスタンスから変更はございません。

防護面を最優先とし、事業の進捗を遅らせることはできないこと。また、まちづくり及び利用者への配慮の観点から、公園や道路からアクセスしやすい場所を対象にバリエーションの整備を進めることが望ましいのですが、現在のまちづくりの状況を勘案すると、利用面に配慮した整備を行っても、当面はちょっと利便性が悪く、公園の位置も100%確定ではない。

以上を勘案すると、第2期まちづくり地区の基本断面で事業進捗を図り、将来のまちづくりの状況に応じて、護岸を改修する方向が得策と考えておりますが、何かこの場で地元として意見があれば出していただきたいと思っております。

以上です。ご検討お願いします。

遠藤委員長 それでは、2丁目の1期地区ということで、その資料にありますグリーンの部分の、平成23年施工予定といったところの部分の具体的な検討をしていただきたいと、こういうことです。それで、そこに今事業者としての考え方というのがありましたけれども、工事が大分進んではきているんですけども、全体としては結構時間を要しているというようなところもありました。それにはまちづくりの計画とか、陸側の部分の予定がちょっと見えにくかったとかということが一つあったんですけども、少し進んできました。

具体的にここの部分の検討ということですけども、そこに22年度の議論の目的ということで、これは4回に分けてこのような課題で整理していきますということで、今日はどこまで議論をすればいいですか。

事務局（白藤） 11月までに今日を含めて4回を予定していますが、できればどんどん前倒

しで、具体的なものを出していただければ、うちのほうでどんどん検討いたしまして、皆さんにご提示したいと考えております。

遠藤委員長 そうしましたら、既に22年度に、いろいろ工事が進むわけですが、その先、今の1丁目ということで、具体的に進めていきたいということですが、まずご意見をいただきたいと思います。

倉阪委員 その前に確認なんです、この資料6の図の中で、平成23施工予定と書いてある緑の線なんです、ここの位置というのはずらすことはできるのか、あるいは護岸残整備100メートルだけやって、残りのところをちょっとバリエーションのありそうなところをちょっと外して、2つに分割して施工するようなことは可能なかというところをまずお聞きしたいと思います。

遠藤委員長 お願いします。

事務局（白藤） 技術的には可能だと思います。ただ、手戻り等が出て、若干工費がかさむ可能性はございます。技術的にはできないことはないと思います。

遠藤委員長 後藤さん。

後藤委員 平成22年度のバリエーション施工区間50メートルなんです、これは工事からいうといつごろ形が見えてくるかちょっと教えていただきたいなと。要するに工事の進捗と検討の進捗が11月までですから、その前に姿が見られるのかどうかというのだけ確認させてください。

事務局（白藤） 資料の5 - 1に、一番上に陸域の工事というふうに書いてございまして、海域の工事が終わったら、次に陸域の工事に入っていきますので、おおむねこの間の施工になると思われます。

この中でちょっと幅がありますので、片側からの施工の順序を踏まえると、恐らく年明けぐらいにはなるかとは。

後藤委員 そうすると、見られない可能性が強いと。

工藤委員 検討のときにはまだ見られないですね。

後藤委員 そういことですね。わかりました。それはしょうがないことなので、その確認だけ。

遠藤委員長 ちょっと時間差があると思いますね。

東條次長 市川市です。

第1期まちづくり地区の状況なんですけれども、前回お話ししたときに、まだ全員合意がで

きていないということで、もう少し時間がかかるというようなお話をしております。ここに来て、事業区域の見直し等を行いまして、少し進展がありまして、もう少し進むかもしれません。ただ、まちづくりの基本計画がございまして、100%とはいいませんけれども、ここに公園をつくるという方向性はおおむね合意できているというような状況です。

遠藤委員長 その公園というのは、今ここに書いてあるような位置ということでよろしいですか。

東條次長 そうです。

倉阪委員 100%ではないけれども、かなりの確率でそこに公園ができるということであれば、そこについてのバリエーションは後ろの公園と一体となった形で設計をしたほうが、よりよいものができるかなというふうに思いますので、その工事の順番というか、よりバリエーションのありそうなところは1年後にして、地元の意見も反映をさせながら、後ろの公園と一体となったバリエーション設計というのを考えるのが、一番手戻りがなくていいのかなというふうに思います。

遠藤委員長 ほかにご意見あるでしょうか。

三橋さん。

三橋委員 この公園の面積ってどのぐらいになるんですか。

東條次長 約1ヘクタールですね。

三橋委員 1ヘクタール。

佐々木委員 100メートル、100メートル、真四角。

遠藤委員長 そういうことですね。

どうぞ、及川さん。

及川委員 後ろの公園を含めて護岸を考えるのも大事ですが、やっぱりここうたっているように、防災が大事ですから、例えば、海のほうの工事がありますよね。それだけ先行すると何か、何せ公園のために護岸工事をストップするというのは賛成できません。

倉阪委員 ストップするというか、同じ長さだけ施工はするんだけど、その施工区間を、公園をちょっと外したところで、バリエーションの少なそうなところを先にやって、同じ長さだけは施工すると、そういう提案です。

及川委員 その後ろの、公園だからそんなことはないかもしれないけれども、土地にかかわる人はその間、飛ばされた人は余りいい感じはしないんじゃないですか。

遠藤委員長 後藤さん、どうぞ。

後藤委員 今、市川市さんからもお話があったように、ほぼここが公園だということになりますので、11月はかなりきついなと思うんですが、僕はここは大胆にやはりやったほうがいいんじゃないかなというのは、将来まちづくりの中でも、海に安心しておりられるとか、多少先が深いので、この中で少し安全に触れられる場所があるとか、そういうことは護岸の中でできる限り大胆につくってみるというのがこの場所が大事で、今年間に合うのか、間に合わないのか、次に持っていくのかどうかという議論もあるんですが、とにかくこの場所は人が触れ合える場所としてもそうだし、それから三番瀬再生の一つの目玉として、ぐっと入江的な環境をつくってしまうというような合意ができれば、そういうことをもう積極的に議論していったほうが僕はいいので、やるとしたら早めにどんどん議論しておいたほうがいいものができるかもしれないと。

それから、倉阪さんが言うように、もうここはちょっと時間をかけたほうがいいよというふうになったら、飛ばすというのがありますが、その飛ばす理由が地元の人たちからすれば、こっちからやっているのに何でここだけ飛ばすんだという話もあると思いますので、極力今年度できるんだったら、詰めてみる。

それから、さっき言った、22年度のバリエーションが本当はさっき言ったのは、見られて、これをこういうふうに変えれば、この公園の前の場所はよくなるんだということが実感としてわかるから、飛ばすというのも一つの判断だと思いますが、その辺は地元の方たちの、どっちがいいのかな、そこだけ飛ばしてやるのがいいのか、僕らは何とも言えない。とにかくここは大胆に、将来的にも市川市の三番瀬に触れるエポックみたいな場所として実験的につくっておいたほうがいいなと思っていますので、その議論は早めにしたほうがいいというふうに。

倉阪委員 ただ、その議論を早めにするにしても、地元の方の考え方がやっぱり出てこない、ここだけで議論しても多分決まらないと思うんですね。

したがって、11月までに決めるということを考えて、まだ100%ここが公園になるかどうかはまだ事務調整が終わっていない、この段階で終わっていないのに、11月までに、では地元のほうがそこが公園だということになって、公園のあり方についての議論をして、具体的にここに何らかの提案が出てくるということまでは、ちょっと時間的には無理があるんじゃないかな。それを考えると、1年間ここについては余裕を持って、その間に地元のほうで、こういう公園にしたいというような具体的な案が出てくるような、そういう時間を持ったほうがいいんじゃないかというのが私の考えです。

遠藤委員長 佐々木さん、どうぞ。

佐々木委員 進捗状況その他は、今、市のほうから説明したとおりですが、要するに11月という期限については認識しました。これに向かって、ではどこまでまちづくりのほうやっ
ていけるか、これは市と一緒に、検討していく部分だと思っています。

ただ、平成23年度で予定としてはどこまでやれるのか、何年でここが終わるのか、そこら
辺をわかる範囲で教えていただきたいのと、今、公園の議論をされておりますが、ほぼ事業が
始まれば公園の位置はここに決まりますけれども、遅れた場合、やはり地元としては災害対策
をとるのを急いでくれと言いつけてきたわけですから、その辺もある程度加味しながら、基本
断面でいくところは行ってもらうような、そういう緩やかな、柔らかい形で対応できればとい
うふうに思っています。今言いましたように、ちょっと何年でこの2丁目の22年以降と書い
てあるのが、何年で終わるか教えていただきたい。基本断面でいくとした場合で結構です。

事務局(中山) 基本断面とした場合なんですけれども、今、私どもが考えているのは、今、
三番瀬の再生計画で事業計画の中では22年度完成を目標にしているという記述があります。
ですから、できれば22年度に完成というのが一番いいんですけれども、今の進捗状況からい
って、ちょっとそれは無理だと。となれば、できるだけ早い期間にこの900メートルについて
は整備を終わりにしたいというふうに考えています。

これを見ていただくとわかるんですが、23年度、予算のつき方にもよるんですけれども、
その絵に書いてあるようなぐらいは進めるのではないかという見通しですので、これから憶
測してもらえば大体の年度がわかるのかなというふうに思いますけれども。

遠藤委員長 ちょっと待ってください。三橋さん、何か関連ですか。

三橋委員 今に関連するんですが、ここはまちづくりの内容によって、公園の内容が大き
く変わるということはないんじゃないですか。公園の位置が決まって、その前の護岸のあり方
というのはそんなにまちづくりと関連して大きく変わるという可能性は少ないですよ。例え
ばここに高い山を盛るとか、そんなことではないんだろうから、平面の利用とか景観の問題ぐ
らいじゃないでしょうか。私はそんな気がするんですけども。ここは何か、超高層マンシ
ョンが建つなんていうことはあり得ないわけだし、そうかといって、また工場街になってしま
うということもないわけでしょうから。容積が特別、今ある200の容積から、500とか1,000と
かなんていうこともあり得ないでしょうから、当然それに見合った公園というのは結構幅が狭
くなるんじゃないですかね。そうしたら、できるところはやっちゃってもいいのかなと。公
園ができるということがまちづくりの後押しをしませんか。そういうこともあるので、でき
たら先にやっちゃって、お化粧は最後にしてもいいんですけども、造作ぐらいは。難しいのか

もしれません。

遠藤委員長 何か関連ですか？

佐々木委員 事業は区画整理事業でやるものですから、今言いましたように、公園のところだけ抜き出して事業できないんですね。今は工場が張りついているわけございまして、そういう意味からいったら、事業の認可に向かって、今進んでいるところございまして、11月というその期限に間に合うかどうか、ちょっと定かではないんですけども、ぎりぎりまでやっていって、そこで考えていく。別の案があるとしたら、そこで考えてもらいたいというふうに思います。

三橋委員 今の件で。区画整理とおっしゃったのですが、これ市施行、組合施行、どちらなんでしょう。

東條次長 市川市です。

個人施行ということになります。組合員が、人数の関係でどうしても個人施行で行うことになります。

三橋委員 組合ではなくて。当然、市施行でもない。

東條次長 違います。

遠藤委員長 竹川さん。

竹川委員 ちょっと確認なんですけれども、今の公園の問題もたしか平成20年でしたか、この地権者との合意協定、確認なんかをされた、それに基づいた、この公園が決まっているということはそういうことなんでしょうか。

東條次長 市川市です。

まず、このまちづくりを進めていきたいと思いますという合意をとりました。最初に、2番目に、ではその手法はどういう方法で行いますかということで、区画整理事業で進めていきたいと思いますという2段階のまず合意をとってきました。それとは別に、この地区のまちづくりの基本計画というのがございまして、その中ではこの位置に公園をつくったらいいんじゃないかということ明記してあります。そのことについても地元の地権者はほぼ了解しているというような状況です。

竹川委員 ではちょっとそれにつなげて質問を重ねてほしいんですけれども、それはこの公園だけでなく、市所有地の換地の問題も含めて、要するに駅のほうに近い市の所有地のほうは、できるだけ換地用として、民間の地権者のほうに渡していくと。それで、海側に近い、護岸に近い部分は恐らく市のほうが見返りというのか、その交換に、海岸に近いところ、公園も

含めて、そういうところは市のほうが将来、区画整理の結果、市の所有地としてなっていくというふうな大まかな合意はあるんですか。

東條次長 市川市です。

その件についても、おおむね合意なんです。ただ、事業認可とか、次の段階に進まなくてはいけないんですけれども、そのまだ決定には至っていないこと。この公園の位置、それから換地のおおむねの合意は得られていること。市が現在所有している土地は、市の今は鉄道側にあるんですけれども、その用地についてはぜひとも海側のほうで確保していきたいというふうな考え方です。

竹川委員 そうしますと、もう一回確認ですけれども、その公園の用地と、海側に近くずっと細長く、市の換地後の所有地が海側に出てくるということも同じような確率というのでしょうか、確かさで考えておいていいのでしょうか。

東條次長 ちょっと内容がよくわかりませんが、公園の位置はほぼ確定しております。市の用地も換地計画で海側のほうにということですよ。

竹川委員 そうですか。

三橋委員 前にご説明いただいたのかどうか忘れてしまったので申しわけないのですが、この部分で、公・民の土地の比率、数値でも結構です。

東條次長 市の用地が約5ヘクタールあります。そのほかに民有地が約4ヘクタールございます。その他、既存の道路とか護岸敷で合わせて12ヘクタールというような状況です。約12ヘクタール。

遠藤委員長 倉阪さん、どうぞ。

倉阪委員 バリエーションをつくるとしても、重点的にやはりバリエーションを、配置をせざるを得ないと思うんですね。予算の制約もあるかと思いますが、その利用する側のほうも、やはりばらばらとあるよりは、重点的にやったほうがいいんじゃないかというふうに思うんです。それを考えると、施工予定でいきなりすべてできないのであれば、公園の前のような重点配置の可能性のあるところは、より時間をかけて検討ができるようなタイミングで施工したほうがいいのではないかと。ですから、先ほど申し上げたように、こういう公園の前については若干後で施工ができるようにして、今は標準断面で、その他のところについては、できる限り長く押さえておくというような工事を平成23年度にするという方向が出てくれば、地元の意見も反映させながら、必要なバリエーションを考えられるのではないかと。というふうに思うわけです。

遠藤委員長 ほかにご意見ありますか。

松崎さん、どうぞ。

松崎委員 私も市川市行徳で地元なんですね。地元の意見、地元意見というのはあそこの地権者を言っているのか、住んでいる人を言っているのか、何だかわからないんですよ。多分市川市さんは、アバウトといったら失礼ですけども、まだですとか、ある程度ですとかという段階でそれをここへ持ってきて、進んでいくのかなと思っているんです。ある程度、市川市さんのまちづくり会議ですか、何かありますよね、 & でこの前もやっていたけれども、その辺の意見を集約してもらって、前から私、言っておりますけれども、青写真を見せてもらって、そこに検討を加えていくしかない。「こうじゃないですか」と言っても、「まだ検討課題です」とやられちゃうと……やられちゃうって失礼ですね。非常に抽象的な感じがしてしょうがないんですよ、今の会議。

ですから、なるべく早く青写真というものを出していただいて、そこに検討していく、そこに地元の意見、できれば地権者じゃなくて、私も地権者じゃありませんので、その辺の意見も入れていただきながら。そうすると、その辺が開発に対して、三番瀬に対する注目度とか、もっと広がってくると思うんですね。私も地元でいながら、余り盛り上がっていないような気がするんです。そういう意味でいち早く出していただいて、こうなるよという、「ああ、子どもたちも遊べるよね」とか、何かそういうものを具体的に出してもらわないといけないのかなとは思っていますけれども。

遠藤委員長 ほかにご意見ありますか。

どうぞ。

榊山委員 23年度施工予定のところを2つに分けて、公園の部分を残してということを考えるよりも、いっそのこと23年施工予定をもっと西側から進めていって、最終的なつなぎの部分で調整できる部分を公園の周辺の部分に残していくというのですと、基本断面で一気に西側から攻められると思うんですけども、それは逆に言うと、さらに西側の部分の計画等、調整しなければいけないことがあるんでしょうか。

遠藤委員長 ちょっとまとめますと、1期のまちづくりと2期という形で分かれていたわけですけども、当初からこの900メートルのほぼ中央というところに何か非常に一つの目玉になるといいますか、三番瀬でこそというようなものをつくっていきたいというような経緯があって、それが現在大体この辺だということだったと思うんです。

そういう意味でいうと、非常にシンボリックな場所ということになっていくんだろうと思うんですけども、それで、2期のほうは既にこのように大体進んできていまして、問題は1期

ということで、それでこの公園のところの部分は当初からの大きな計画を想定していたわけですが、それ以外のところに対するバリエーションというのを考えなくていいかどうか、要するに標準断面でいけるかどうかということがはっきりすれば、先ほど説明がありましたように、西側のほうからでも工事としては可能であるということです。ですから、もし可能ならば、断面が決まればできるということですが、一つその公園の前の部分のところを除いたところには、標準断面でいいのかどうかということですね。そこにあと何を織り込むのか、あるいはそれでいいのか、ちょっとその辺の議論はまだしていなかったと思うんです。その辺についてはいかがでしょうか。工事がおこなわれているということもありますし、今の公園の前のところにはそのかわりかなりシンボリックなものをというふうなことで考えてきているわけです。それで工事をやりながらでもどんどん検討は進められるわけですが、やはり規模のようなものがある程度想定されないと、なかなか議論は進まないだろうと思うんですね。まずはそのほかの部分についての断面についての合意を得ておく必要があるんじゃないかと。

どうぞ。

倉阪委員 私はバリエーション、重点配分をしたほうが良いという意見です。したがって、公園の前のところ、それから自然再生の場のところ、これも大きな課題だと思いますけれども、それ以外のところというのは基本断面で押していくということになるのではないかというふうに思います。

遠藤委員長 ありがとうございます。

どうぞ、佐々木さん。

佐々木委員 バリエーションとか、いろいろな今の話、公園のところをいろいろなことをやるとかいう話が出ていますが、私どもとしては、とにかく県のスケジュールに支障のない時間の議論で検討をしてもらえれば良いわけですよ。というのは、2丁目が今はまだ完了時期がわからない、もう一つ3丁目が手つかず、そういう状況なので、ここで議論だけでおくらせてもらうことが一番困るわけですから、その間でいわゆるこの地区に合うバリエーションなり、私どもの考えとしては、もう全面海におりられるような、ここしかないわけですから、やるとしたらこの場所しかないわけですから、そこら辺は個人的な考えになるのか、要するに全面おられるようなところがあってもいいのではないかなという気はします。

遠藤委員長 ほかにご意見ありますか。

後藤さん、どうぞ。

後藤委員 倉阪先生もおっしゃったんですが、自然再生の場のところのすりつけというのは

やはりきちっと議論しないといけないだろうと。それから、何かできるとしたら、公園の場合というのは特別な意味で、その2つはやはりできればきちっと議論したほうがいいなというのと、あとおのずと、今、23年度施工予定のところのメーター数をほかのところのできるのであれば、どの程度の場所にあるかというのが大体決まってくると思うんですね。その形で、それで工事がおくれなどうか、逆側からやったら、すごく支障が出るよとか、そういうものがあるかないかをちょっと検討しておいていただいて、やはり工事の遅れというのは地元の人たちには心配だと思いますので、同じぐらいの距離ができるんだったら、それはここここは重点区域なので、それ以外をやりましょうというのは一つのいい提案だとは思いますが。

遠藤委員長 いかがでしょうか。議論を進めてきましたけれども、ここで会場の方、何かご意見がありましたら、挙手をしてください。何かありますでしょうか。お一人でしょうか。ではお願いいたします。今、マイクをお届けしますから。

今関 江戸川区から来ました今関と申します。

質問は前のテーマに入っているんですね。というのは、スケジュールのところでも1つ意見を言いたいんです。意見というか、若干質問が入っているんですけども、このA4の紙のスケジュール(案)、調査内容、1丁目に環境調査ってありますね。実はこの900メートルの工事のときにやられたんですけども、予測調査というのをやっています、それは工事着工前の自然環境調査と、工事によってどのように環境の変化が起こるかというようなことで、非常に細かい調査をやられたんですね。一つはこの今申し上げました、環境調査というのはどんな内容になっていたのか、これが入っているのか、それとも既にもう予測調査をやられているのか、質問と意見、ちょっとごちゃ混ぜですけども、その件を1つお願いしたい。

それからもう一点は、今の議論されていたところですけども、900メートルのところは一応、法下の工事ということで、バリエーションをいろいろ検討していると。その前にいろいろな形でバリエーションで前にさらに張り出した工事なんかも案があったんですけども、それはやらないようにしてもらえ、というのは、もう既に護岸、一定のこの23メートルで出ているんですけども、やっぱりそれ以上出るとするのは自然環境が非常に大きな影響が出るわけですね。今、ご承知のように、今年生物多様性の条約に基づく国際会議が日本でやられているということで、いろいろな形で生物多様性の保全が議題になっていると思うんですね。そういう点から見て、一番今大きな課題になっているのは、そういう埋め立てなんかによって、こういう自然環境を減らさないようにするというのが大きな課題で、この課題を日本がことし議長になって進めるという大きな課題になっているんですね。そういうことから見まして、千葉

県では生物多様性の戦略会議の計画は、三番瀬についてはないんですね。そういう点で非常に問題になるんですけども、いずれにしても、今、私たちがこの再生会議でいろいろな形で事業をやっているわけで、そういう点でこの法地の前には、そういう形で張り出しのないようにということを中心に配慮して進めていただきたい。

以上です。

遠藤委員長 わかりました。

最初のご質問の、環境調査の項目ですけども、モニタリングを今までいろいろやってきておりますので、ある程度の内容はご承知だと思いますけれども、こちらのほうで何かちょっとコメントありますか。

事務局（横須賀） 前回の委員会でも細かく説明はしていたんですが、環境調査につきましては、底質、海生生物等の現地調査を行います。それとあとスケジュールにございますように、あわせて環境評価も行っていきますので、そういうことでよろしく願いいたします。

遠藤委員長 手短にお願いします。

今関 環境調査をやられるのは本当に当然だと思うんですけども、その環境調査をやった後、もしこの工事がこういう形で進められたら、自然環境はどのように変化するか、再生事業の目的である環境保全、そういう点が進められるのかどうか。そういう点の調査が入っているのかどうか。もししていなかったらやるべきではないかというふうに。これは900メートルの工事のときにちゃんとやっていたんですね。やっぱりこれは新しい工事ですから、やるべきじゃないかと思います。

以上です。

遠藤委員長 ではご意見として伺っておくということにさせていただきます。

それでは今、この1期地区に関連して、護岸のバリエーションということですけども、まだ少し検討する時間はあるかと思っておりますけれども、公園の前のバリエーションについては鋭意検討するというので、ほかの部分については基本的には標準断面でいくと。それから、どちらから進めるかということについては、できるだけ工事を遅滞なくできるようにするということがご意見だったかと思っております。

それから、自然再生の場のこの別委員会で検討中というところの部分は今のところはそこまでは含んでおりませんので、とりあえずは22年度以降の450メートルというところまでの範囲かと思っておりますけれども、とりあえず1期地区の今のご意見のまとめとしてはそれでよろしいでしょうか。

後藤委員 ちょっと1点だけいいですか。平成22年度の標準断面施工区間と22年バリエーション施工区間の2つ、3つになりますよね、それから標準断面を挟んで。これの工事の、大体こういう計画で、例えばバリエーション施工区というのは、例えば予定によるとほかの標準断面よりはどの程度時間がかかるのかとか、何かそういうのがあると、もちろんそれは確定じゃないとは思いますが、それを見ないと、では例えばこれぐらいのバリエーションをつけたんだったら、工事が何メートルおくれてしまうよみたいなことが少し情報としてあると、もうちょっと冷静な議論ができるのかなと思いますので、その辺、次回ぐらいで結構ですので、前だと結構海側はいつからいつまで、こういうのがありましたよね。何かそんなのを出示していただくと助かるなと思います。

遠藤委員長 ではその辺も次回の検討委員会に向けて、資料を出していただくということにすることにしまして、あとは今まで工事をしてきていますから、大体の期間というのが出てくるとは思いますけれども、あともう一つは、工事ができる期間というのが限られていますから、そこでやるしかないということですよ。ですから、その中でやれるような手立てをとっていくということかと思います。

それで、まだこの部分は当然議論しなければいけないんですけども、今日のところは、今、ちょっとまとめさせていただいたようなことを念頭に、次の会にまた具体的に検討していくということよろしいでしょうか。

後藤委員 あとすみません、1点だけ。

ここの点線の中の、第1期まちづくり地区の護岸整備に向けた考え方というのは、市川市さんの考え方がかなり、今日明確に出てきた部分があるので、その辺はきちとした表現を書いていただいて、市川市さんでも確認いただいて、情報として入れておいたほうがいいかなと。今のだと何か位置もわからないみたいな感じで書いてありますので、その辺は今日の話し合いの中で市川市さんと確認していただいて、正確なところを次回、書き直しておいていただくと助かります。

遠藤委員長 今お話しいただいて、大体ご了解いただいた範囲でいきますと、もう既にこの公園の前の形はある程度出していかないと、その前の検討がなかなか進まないというところが出てくるかと思います。もうその支障がないところから、工事としては進めていくという前提に立てば、それから具体性が見えてくれば、もう少し早くいろいろな計画ができるかと思いますが、その辺、地元の方との調整があるかと思いますが、早めにご提案をいただければと思います。

竹川さん、どうぞ。

竹川委員 450メートルの西の端のほう、たしか60メートル、ちょっとここに黒い細長い四角がありますけれども、長さが60メートルじゃないかなと思うんですね。60メートルをこういう形で設定をしたと、この前に若干、市川市の所有地も前にかかっているわけですが、恐らく、県のほうにちょっとご質問したいんですけども、この60メートルの意義というのでしょうか、ないしは、その次のやはり私有地の前もこれは海岸保全施設をつくるわけですから、全部市川市さんの予算でなくて、国と件の予算でやるのではないかと思うんですが、そういった意味で、この60メートルに対する護岸の考え方ですか、それについてちょっとご説明をお願いしたいと思うんです。

遠藤委員長 ではお願いします。

事務局（中山） 60メートルというのは私ちょっと初めて聞いた話なので、確認したいんですけども、そういうことが委員会の中で決まっているのでしょうか。

竹川委員 これは決まっているというか、60メートルですね。

事務局（中山） 再度、では議事録等を確認して、60メートルについては……

竹川委員 どなたか委員の方でご記憶になっている方がいらっしゃるんじゃないかなと思うんですが。ここは次回でも結構ですから、ちょっとお調べになって、この60メートルの護岸に対する県のほうのお考えを。

事務局（中山） 県の考え方というのは、先ほど言われたように海岸保全区域については必要な海岸保全施設をつくと。その考え方に変わりはございません。

三橋委員 この部分、違う絵がかいてあるのはどういう意味なんですか。要するに今、竹川さんがおっしゃっていた、60メートルのところだけ……

遠藤委員長 ここの部分は……

事務局（中山） 特に意味はないと考えてください。

竹川委員 ちょっと次回までに調べていただけますか。

後藤委員 メーター数は僕は覚えていないんですが、たしかこっち、工事用の搬入通路をつくるのに捨石を入れないといけないという話になって、何かそんな気がしていたんですが、それを確認していただければと思います。車が入るのに、角が曲がれないとか、何かそこで捨石を入れたような気がします、工事中的。だから、その辺を確認いただければ。

事務局（中山） わかりました。

及川委員 これはH抗、海側のH抗を打ち込んでいないところだと思う。この青い印は。仮

置き石だから、捨石が。だからH抗は打たないんだよというたしか話があったと思う。

後藤委員 そうそう。搬入のときに車が回るのに、たしかその関係があると思うので、確認いただければと。

遠藤委員長 工事車両が曲がれないということでしたね。そこはちょっとこの図面上も表示が消えていたので、ご質問があったかと思えますけれども。

それでは大体予定の時間になりましたので、また引き続きこの部分についてはご検討いただくということで、議題の2番目については以上で終わらせていただきます。

それでは、その他ということで事務局からご説明をお願いします。

事務局（保田） その他ということで、事務局から次回委員会などの開催予定をご案内させていただきます。先ほどご説明させていただきましたとおり、次回の2丁目の委員会を7月下旬に予定しております。また、委員会の前に勉強会を予定しております。日時、場所等については改めてご案内させていただきます。

以上です。

遠藤委員長 それでは、議事が終了しましたので、事務局に進行をお返しします。

事務局（保田） 遠藤委員長、長時間にわたり議事進行、ありがとうございました。

また、委員の皆様、多様な視点からさまざまなご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第30回市川海岸塩浜地区護岸検討委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後7時12分 閉会